

## 第852回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成26年4月16日（水）午後1時30分から

場 所：県行政庁舎 16階 教育委員会会議室

1 出席点呼

2 開会宣言

3 第851回教育委員会会議録の承認について

4 第852回教育委員会会議録署名委員の指名

5 教育長報告

(1) 平成27年度使用の県立中学校教科用図書の新採択に関する基本方針について (高校教育課)

(2) 宮城県社会教育委員の会議意見書について (生涯学習課)

6 専決処分報告

(1) 教育功績者表彰について (総務課)

(2) 授業料制度の改正に係る教育委員会規則の改正について (高校教育課)

7 議 事

第1号議案 職員の人事について (教職員課)

第2号議案 宮城県社会教育委員の人事について (生涯学習課)

8 課長報告等

(1) 平成26年度特別支援学校高等部・専攻科入学者選考の結果について (特別支援教育室)

(2) 県立特別支援学校高等学園の新設について (特別支援教育室)

(3) 平成26年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る結果について (高校教育課)

(4) 平成25年度宮城県小・中・高等学校体力・運動能力調査結果について (スポーツ健康課)

(5) 自転車競技場の解体工事等について (スポーツ健康課)

(6) 羽生結弦選手「金メダルおめでとう」パレードについて (スポーツ健康課)

(7) 「宮城県2020東京オリンピック・パラリンピック推進本部」の設置について (スポーツ健康課)

(8) 第三次みやぎ子ども読書活動推進計画について (生涯学習課)

9 資料（配付のみ）

(1) 教育庁関連情報一覧について (総務課)

(2) 平成26年3月高等学校卒業者の就職内定状況について (高校教育課)

10 次回教育委員会の開催日程について

11 閉会宣言

## 第 8 5 2 回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成 2 6 年 4 月 1 6 日 (水) 午後 1 時 3 0 分
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 庄子委員長, 佐竹委員, 伊藤委員, 遠藤委員, 奈須野委員, 高橋教育長
- 4 説明のため出席した者  
吉田教育次長, 鈴木教育次長, 志子田総務課長, 梶村教育企画室長, 菊田福利課長,  
鈴木教職員課長, 桂島義務教育課長, 門脇特別支援教育室長, 山内高校教育課長,  
猪股施設整備課長, 松坂参事兼スポーツ健康課長, 三浦生涯学習課長, 笠原文化財保護課長  
外

5 開 会 午後 1 時 3 0 分

### 6 第 8 5 1 回教育委員会会議録の承認について

委 員 長 (委員全員に諮って) 承認する。

### 7 第 8 5 2 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委 員 長 伊藤委員及び奈須野委員を指名する。  
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

## 8 秘密会の決定

### 6 専決処分報告

(1) 教育功績者表彰について

### 7 議 事

第 1 号議案 職員の人事について

第 2 号議案 宮城県社会教育委員の人事について

委 員 長 6 専決処分報告の(1)及び7 議事の各議案については, 非開示情報等が含まれているため, その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員異議なし)

この審議については, 秘密会とする。

なお, 秘密会とする第 1 号議案については, 本日速やかに処理する必要があるの  
で, 先に第 1 号議案を審議することとし, 残る案件は, 1 0 の次回教育委員会開催日  
程の決定後に説明を受けることとしてよろしいか。

(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり (秘密会のため非公開)

## 9 教育長報告

(1) 平成 2 7 年度使用の県立中学校教科用図書の採択に関する基本方針について

(説明者: 教育長)

平成 2 7 年度使用の県立中学校教科用図書の採択に関する基本方針について, 御報告申し上げます。

資料は, 1 ページである。

まず, 県立中学校の教科用図書採択に当たっての基本的な考え方を御説明申し上げます。

教科用図書の採択について文部科学省では, 平成 2 4 年 9 月に「教科書の改善について」を通知し, 教科用図書採択に当たり, 十分な調査研究期間の確保や調査研究体制の充実等の留意事項を示し, 採択権者である教育委員会の権限と責任のもと, より一層適正かつ公正な採択を行うよう求めている。

また, 中学校で使用する教科用図書については, 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

第14条及び同法施行令第14条第1項の規定により、種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間が4年となっているが、中高一貫教育校である県立中学校においては、これまで、同一の教科用図書を採択する期間であっても、学校の実情を踏まえ、毎年、調査研究を行った上で、教育委員会に付議しているところである。

今回は、同一の教科用図書の採択期間の4年目となる「平成27年度使用の県立中学校教科用図書の採択に関する基本方針」を示したものであり、全体として文言の整理等を行ったが、基本的な内容については、平成26年度の同方針と同じとしている。

具体的には、1として「教科用図書の採択の法的根拠」を、2として「教科用図書選定調査委員会の設置について」、3として「同委員会の構成について」、4として「同委員会による選定希望と理由のとりまとめについて」、5として「宮城県立学校の教科書採択に係る審査委員会による判断を踏まえた採択案の作成について」、6として「教育長の責任のもと作成された採択案を教育委員会へ付議し、教育委員会において、採択すべき教科用図書を決定すること」としている。

以上のような方針で取り組みたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 ) | ( 質 疑 な し )

## (2) 宮城県社会教育委員の会議意見書について

(説明者：教育長)

宮城県社会教育委員の会議意見書の概要について、御説明申し上げます。

資料は2ページから4ページ及び別冊資料である。

社会教育委員は、社会教育法第15条の規定に基づき社会教育委員条例で設置されており、社会教育に関して調査研究を行い意見書としてまとめるほか、教育委員会の諮問に応じて意見を述べるなど、社会教育の振興に重要な役割を果たしているものである。

資料2ページを御覧願いたい。

今回の意見書では、「地域をつくる子どもたち」をテーマに提言いただいたところである。

本意見書の趣旨については、「はじめに」の欄に記載されているとおり、「子どもは将来の社会を担う中心的な存在であるとともに、今の社会を生き、その一員として、大人とともに社会をつくる存在でもある。」という考えのもと、現状と課題を把握した上で、地域の一員として子どもたちが地域づくりに関わるために、社会教育が行うべき支援の在り方について、まとめられたものである。

また、中学生・高校生が地域との関わりが希薄になっていることや地域づくりやその担い手になり得る年代であることを踏まえ、主な対象を中学生・高校生にしたところである。

意見書は、「Ⅰ 地域をつくる子どもたちについて」、「Ⅱ 子どもが地域づくりに参画している事例」、「Ⅲ 地域づくりへの参画を促進するために」の3つの項目から構成されている。

「Ⅰ 地域をつくる子どもたちについて」では、「なぜ、地域をつくる子どもたちなのか」という点について「東日本大震災からの復興と地域づくり」、「地域の一員としての子どもの現状」、「中学生・高校生に焦点をあてること」という3つの視点から、意見が述べられている。

資料3ページを御覧願いたい。

「Ⅱ 子どもが地域づくりに参画している事例」では、「地域に関わりたいという子どもの思いを地域の活動にどのように結びつけているか。」「子どもたちが関わったことで、地域・子ども・大人はどのように変容したか。」という2つの視点から聴き取り調査を行い、その結果を4つの事例としてまとめている。

資料4ページを御覧願いたい。

「Ⅲ 地域づくりへの参画を促進するために」では、「子どもが参画し、活躍することへの支援」として、「大人の意識改革」や「地域と学校との協働」などをあげており、また、「子どもが活躍できる環境づくり」と「地域コミュニティの再構築」についてそれぞれの具体の方策が述べられている。

今後、いただいた意見書の内容を各種施策に生かすとともに、市町村や学校、PTA、子ども会などの関係機関、関係団体に対してもその趣旨を広く周知してまいりたい。

( 質 疑 )

伊 藤 委 員

大変良い意見書だと思う。地域と子ども、大人が三位一体となって取り組むことで、それぞれが地域の伝統や文化、歴史といったものを学び知ることとなる。こうした取組を続けることで、子どもたちが、将来、大人になったときに必ず役に立ち、他の方にも伝えることができると思う。大変良い試みであり、地域の安全性も確保、担保されるといふメリットも数多くあると思うので、この意見書が是非有効に活用されるよう周知徹底を図っていただきたい。

庄 子 委 員 長

具体的な事例により意見書が良くまとめられていると思う。被害の大きかった沿岸部の子どもたちは、比較的被害の小さかった地域の子どものたちと比べると、より成長しているというようなことを聞くが、そうした事例がこの意見書にまとめられているのか。

教 育 長

別冊資料の12ページを御覧願いたい。事例2として、石巻子どもまちづくりクラブを中心とした小中高校生が、「ゆめのまちプラン」という地域づくりに参画している事例が紹介されている。ほかに沿岸部としては、事例3の東松島市の事例も紹介されており、内陸部の取組事例としては、事例1の仙台市泉区寺岡の事例が紹介されている。こうした沿岸部、内陸部、それぞれの取組事例を参考にしてほしいということで、社会教育委員の会議から意見書として盛り込まれたものである。

我々としても、この意見書を元にできるだけ広く紹介し、地域づくりに子どもたちの力を更に活用していただくよう推進してまいりたい。

なお、生涯学習課で実施する各種施策についても、こうした視点を更に取り入れて、事業を推進してまいりたい。

遠 藤 委 員

学校教育の中で地域とのつながりは重要であると思う。この社会教育で考えていることは、学校のカリキュラムの中での関わりを想定しているのか、又は放課後や土日の活動として、子どもの活動を想定しているのか、その点についてはどうか。

生 涯 学 習 課 長

アンケート結果を見ると、今の子どもたちは部活や習い事などの活動に多くの時間を充てており時間がない。そうした中、地域での活動で子どもたちが活躍していくためには、家庭や親御さんの理解が不可欠であることが盛り込まれている。

それに対して学校側では、同様に時間的な制約がある中、子どもたちが活動しやすいような環境づくりや、学校教員にコーディネーターになっていただくなど、様々な面での支援、そうした内容が盛り込まれている。

佐 竹 委 員

地域に溶け込むことが一番重要であると思う。地域活動の核となる家庭の理解が進み、各家庭で子どもたちに声がけをするなどのアプローチをしていただきたい。

意見書については、現況や問題点がきちんと整理され、大変良くまとめられていると思う。沿岸部と山間部の子どもたちが、同じ意識を持てるような交流を通して、分け隔てのない社会教育を行って欲しい。

また、地域コミュニティの活用やジュニア・リーダーなどが活動しやすい環境づくりも必要ではないか。各地域での様々な取組事例があれば教えて欲しい。

生 涯 学 習 課 長

1点目の沿岸部と山間部の交流については、委員御指摘のとおり、沿岸部にスポットを当てた事例が多く紹介されている。例えば、まちづくりの計画書を作成して国や町に提出するなどの特異な事例が紹介されているが、その他にも様々な取組を行っており、そうした事例の意見交換、発表会などを通して子どもたちの交流が図られるのではないかと考えている。また、子どもたちを見守る父兄や地域の方々との交流も、ある程度、図られるのではないかと考えている。

2点目のジュニア・リーダーについては、意見書の中にもいくつか紹介されている。

4ページの下段には、ジュニア・リーダーが中心となって地域活動へ参加したり、子ども会活動で地域の子どものたちの指導をしたりという事例が紹介されている。

この意見書では、こうした取組事例も促進しつつ、必ずしも新しいものを作るのでは

なく、これまでの取組を子どもたちの目線で見直すことも必要ではないかと述べられている。こうした様々な活動をしているジュニア・リーダーなども含め、子どもたちの活動を牽引していきたいと考えている。

佐竹委員 子ども会活動にも着目してほしい。以前よりも、子ども会の活動が低迷している印象を受けている。原因としては、親御さんが忙しいという声が良く聞かれる。そうだとすれば子どもたちが自ら発信して、子ども会を基盤として子ども会同士での交流が生まれたりするような、呼びかけ等を行っていただきたい。同じ宮城県の中でそうした交流が生まれることにより、良い取組事例としてどんどん紹介していただき、それが宮城県全域に広まり、ひいては、子どもたちが自分たちで地域づくりをしていくという、高い志を持てるような社会教育を行っていただきたい。

教育長 子どもたちが、子ども会を含めた地域での様々な活動に関わることや、地域における子どもたちの活動が減少しているというのは、色々な社会の変化等により、時間をかけながら、特に都市部において衰退してきているという認識をしている。

一方で学校の先生方は、以前にも増して学校内での取組や業務が増加している。そうした地域や学校内での状況がそれぞれ変化してきたことにより、地域の中で子どもたちが取り組んでいく活動が減少してきていると考えている。

今回、この意見書をいただき、再度その点を見直し、学校内だけで完結するのではなく地域を巻き込み、あるいは地域に子どもたちを出しながら、地域の中で子どもたちが育っていくことを、学校教育としても応援していく考え方に立ち戻る必要があると考えている。

その中で大事なことは、概要の4ページにある「大人の意識改革」や「地域と学校との協働」並びに「活動の評価・促進・広報」などがある。そうした考え方を、我々自身がまず学校の中で校長を中心として教職員が再確認し、PTAの保護者の方々の深い御理解、さらには、地域の学校評議委員や学校に関わる地域の方々に御理解いただき、これまで以上に学校を支援していただくような仕組みを作っていく。そうしたことをトータルで実行していかないと、今の子ども会の活動も回復してこないと考えている。

今回いただいた意見書を参考にしながら、できることを一つ一つ積み重ねていき、30年から40年かけて子ども会が衰退してきたように、同じぐらいの年数をかけて回復していくよう努力をしてみたい。

佐竹委員 とてもすばらしいと思う。是非、試行錯誤しながら再現するための土台づくりを進めていただきたい。大人が実行することで、子どもたちも実行できると思うので、是非これからもいつでも心に留めて地域との連携、そういうものにますます向き合っていただきたい。

## 6 専決処分報告

### (2) 授業料制度の改正に係る教育委員会規則の改正について

(説明者：教育長)

授業料制度の改正に係る教育委員会規則の改正について、御説明申し上げます。

資料は、2ページから15ページである。

資料3ページを御覧願いたい。

今般、国において授業料制度の改正が行われ、平成26年度より現行の原則不徴収とする制度から高等学校等就学支援金制度に移行することに伴い、「県立学校条例の一部を改正する条例」を平成26年2月議会に提案していたが、3月20日に議決され3月27日付けで公布、本年4月1日付けで施行されたところである。

これに伴い、関連する「県立高等学校の授業料の減免等に関する規則」、「県立高等学校に係る授業料及び受講料の徴収の特例に関する規則」及び「宮城県立学校学則」について、所要の改正を行うものである。

当該規則等については、県立学校条例の改正の施行日と同日に施行する必要があることから、教育長に対する事務の委任等に関する規則第三条第1項の規定に基づき、資料のとおり、平成26年3月28日専決処分したことを報告する。

なお、詳細については、高校教育課長から説明する。

**(説明者：高校教育課長)**

授業料制度の改正に係る教育委員会規則の改正について、御説明申し上げます。

資料は、2ページから15ページである。

資料3ページを御覧願いたい。

1 改正の趣旨については、ただ今教育長から説明があったが、今般、国において授業料制度の改正が行われ、平成26年度より現行の不徴収制度から高等学校等就学支援金制度に移行することとなったものである。これに伴い、2月議会において不徴収を定めた部分を削除するなど県立学校条例の所要の改正を行ったことに併せて、関連する規則及び学則についても所要の改正を行うものである。

(1) 県立高等学校の授業料の減免等に関する規則の一部改正については、授業料及び受講料の徴収期限の変更及び減免について所要の改正を行ったものである。条文の新旧対照表は資料4ページから13ページまでである。

具体的には、①第二条において、就学支援金の受給資格申請等を行った生徒に係る授業料及び受講料の徴収期限について、学校において受給資格等の審査・決定を行うまでの期間(3ヶ月間)、延長できることとしたものである。

また、②第三条において、授業料は四半期ごとに「期」を単位として年額の4分の1に相当する額を徴収したり減免したりしているが、就学支援金が「月」を単位として支給されることに伴い、減免期間及び減免額の単位を「期」から「月」に改正するものである。

次に、(2) 県立学校に係る授業料及び受講料の徴収の特例に関する規則の一部改正については、県立学校条例の一部を改正する条例の施行に伴い整理を行うものである。条文の新旧対照表は資料14ページである。

具体的には、原則徴収とし、高等学校等就学支援金を支給する新制度は平成26年度入学生から学年進行で適用されることになることから、①第一条において、引き続き旧制度が適用される平成26年4月1日からの在学学生については、当該規則を適用させるための条文の整理を行うものである。

(3) 宮城県立高等学校学則の一部改正については、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行に伴う入学の許可に係る所要の改正を行うものである。条文の新旧対照表は資料15ページである。

具体的には、高等学校等就学支援金の支給は、月の初日に在学していない場合には翌月から支給されると規定されており、4月など入学月において入学の許可が月の初日以外の日である場合、翌月から支給されることになってしまうことから、①第五条第2項において、入学月で、就学支援金の認定申請を行った場合は、就学支援金の支給に限り、月の初日に在学していたものとみなすこととしたものである。

4 施行日は平成26年4月1日からである。

なお、制度見直しの概要については、別添資料を御覧願いたい。

以上のとおり御報告申し上げます。

( 質 疑 ) | (質疑なし)

## 8 課長報告等

### (1) 平成26年度特別支援学校高等部・専攻科入学者選考の結果について

**(説明者：特別支援教育室長)**

平成26年度特別支援学校高等部・専攻科入学者選考結果について、御説明申し上げます。

資料1ページを御覧願いたい。

高等部について、表の上段から知的障害以外の視覚支援学校、聴覚支援学校、船岡支援学校、西多賀支援学校及び山元支援学校の5校については、第一次募集の受検者33人全員が合格している。第二次募集

については、5校全てで実施したが受検者はなく、第一次の合格者がそのまま入学している。

次に、表の中段、知的障害については、第一次募集では受検者373人に対して合格者329人となっており、募集定員を超える出願があった岩沼高等学園で26人、小牛田高等学園で18人、両校で44人の不合格者となった。これらの生徒については、付記に示したとおり進路が決定したところである。

次に専攻科について、視覚支援学校、聴覚支援学校については、下の表に記載のとおりである。視覚支援学校は出願者合計8人が合格し、聴覚支援学校については、1人が受検し合格している。視覚支援学校、聴覚支援学校を合計した合格者は9人で、不合格者はなかった。

なお、全ての専攻科で二次募集を実施したが、受検者はなかった。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

佐 竹 委 員	入学希望者全員の進路が決定し、皆さんを受け入れることができるのは、先生方や県の受入方針がきちんとしているのだと思う。
教 育 長	岩沼高等学園と小牛田高等学園には募集定員を超える希望があり、不合格となった44人の生徒は、違う学校等を選択せざるを得なかった状況であり、全員が特別支援学校の高等部に入学したということではない。 こうした状況を少しでも解消していくため、まずは女川に高等学校を新設することとしている。詳細の説明は、次の課長報告で特別支援教育室長から行う。
佐 竹 委 員	職業能力開発校などに進学する方々は、親御さんと御本人がきちんと話をした上で進路を決定していると思うが、こうした方々が特別支援学校高等部に再度、入学したいという希望があった場合、どうなるのか。
特別支援教育室長	それぞれの進路先での生活を体験した結果、本人の希望や考えによっては、再度、教育手段を受けて再受験というような可能性は否定できない。
佐 竹 委 員	新設される女川の高等学園についても、そうした受け皿としての体制整備と考えてよいか。
特別支援教育室長	そのとおりである。現在、準備を進めているところである。
佐 竹 委 員	よろしく願います。
教 育 長	高等学園に限定して申し上げると、毎年こうした多くの不合格者が出ている。今年度ほかの進路を選択して、来年度もう一度、高等学園を受験した場合でも、優先的に受け入れることはできず、ほかの受験者と同じ土俵で選考せざるを得ない状況にある。 そうした意味では高等学園の絶対数が不足しており、まずは東部地区の女川に新設する高等学園の開校によって、こうした状況を少しでも解消していきたいと考えている。
佐 竹 委 員	一人でも多くの志を持っている子どもたちの夢をかなえてほしい。かなえてあげなければいけない。それが大人の役目であると思うので、是非願います。

## (2) 県立特別支援学校高等学園の新設について

(説明者：特別支援教育室長)

東部地区支援学校高等学園の新設について、御報告申し上げます。

資料2ページを御覧願いたい。

この3月で宮城県女川高等学校が閉校し、その跡地に新たな高等学園の整備が本格的に始まることから、その概要について報告する。なお、設置の趣旨については、資料を御覧願いたい。

初めに、「1 整備概要」について、事業名は、「東部地区支援学校高等学園」としており、校名については、今年度中に決定したいと考えている。

設置場所等は、資料のとおりであるが、裏面に位置及びイメージ図を示しているので御覧願いたい。

供用開始は、平成28年4月を予定している。

軽度知的障害生徒を対象とし、収容定員は1学年24人、(1クラス8人×3クラス)、全体で72人程度とし、設置する学科については地域の産業特性を踏まえ、卒業後の就労に重点をおいた職業系の学科とする

よう現在検討中である。

また、寄宿舎を設置し、寮生活を通した生活訓練にも力を入れていく。

次に、「2 事業スケジュール」については、これまでに基本設計と実施設計を終了し、これを基に地元との調整を進めてきた。今年度から女川高校校舎の解体工事を実施し、平成27年度末の新校舎完成を目指し、あわせて地域の方々への説明会を実施していく。

次に、「3 災害等に対する配慮」について、今回の東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、敷地内に防災倉庫をはじめ、資料に記載のような災害への備えをすることとしている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

遠藤委員 女川町への新設ということで、女川町の復興状況により、生徒の就労実習の場が関係してくると思うが、こうした面での心配や見通しについてはどうか。

特別支援教育室長 これから早急に女川町に赴いて関係者と会い、町の復興状況や現状を把握しながら進めてまいりたい。

遠藤委員 もう一点、私も不確かだが、軽度知的障害という言葉が使用されているが、「軽度」という言葉は、既に文部科学省では使用していないと思うが、どうか。

特別支援教育室長 募集要項の出願資格の記載では、「軽い知的障害がある者で」という表現をしており、用語の誤りについては訂正し、お詫びする。

その「軽い知的障害」の捉え方であるが、「知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である」と文部科学省からの通達の中で規定されている。

遠藤委員 文部科学省と合わせたほうが良いと思うので、検討いただきたい。

教育長 用語について、今回はこの用語を使わせていただき、今後は、軽度の知的障害のある生徒を対象にしていることが、より明確に伝わるような文科省の表現も参考にしながら用いていきたい。

もう1点、女川町の復興状況について、この高等学園の新設にあたっては、女川町から就労先の確保を含めて地元として全面的に支援していきたいという話があり、設置を決めた経緯もある。ただ今、特別支援教育室長から説明のあったとおり、速やかに町に行き、具体的な開校、そして就労に向けた町の復興状況について確認していくこととする。今後、開校してからもこの学校を支える組織を町として作っていただくようお願いをしたいと考えている。地域が支える高等学園となるよう、我々としては地元への支援をお願いしてまいりたい。

### (3) 平成26年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る結果について

(説明者：高校教育課長)

平成26年度宮城県公立高等学校入学者選抜の結果について、御報告申し上げます。

資料は4ページから8ページである。

資料4ページをご覧願いたい。

「1 総括」について説明する。

平成26年度の全日制課程の募集定員は15,080人で、合格者は、併設型中学校から併設型高校への入学、前期選抜、連携型選抜、後期選抜、第二次募集を全て合計すると、14,427人で、充足率は、昨年度より0.1ポイント低い95.7%であった。

同様に、定時制課程の募集定員は1,000人で、同じく前期選抜、後期選抜、第二次募集の合格者を全て合計すると497人で、充足率は、昨年度より0.1ポイント高い49.7%であった。

資料5ページには、「2 学科別出願者数・合格者数等」及び「3 地区別出願者数・合格者数等」を一覧として示しているのので後ほどご覧願いたい。

続いて、資料6ページの「4 学力検査の結果」をご覧願いたい。全日制、定時制別の各教科の平均点に



ついてまとめてある。

(1)には、平成25年度から学力検査を3教科実施している前期選抜についてまとめてある。

全日制課程では、総点の平均が188.7点で、昨年度より3教科とも平均点の上昇がみられ、合計で21.4点高くなっている。定時制課程でも3教科とも上昇し、合計で昨年度より12.9点上昇し、91.9点であった。

(2)の後期選抜については、全日制課程で英語以外の4教科が昨年度より平均点が上昇し、合計で34.5点高い281.9点であった。定時制課程では、5教科すべての平均点が上昇し、21.7点高い121.3点となった。

全日制課程では、過去の一般入試時代から比較すると、高い水準の得点であり、過去10年で比較すると最も高い値となった。

出題方針として、「基礎的・基本的なものを重視するとともに、思考力、判断力、表現力及び知識・理解等を総合的にみることをねらいとしている」ことから、全体としては学力検査として適切な出題内容であったと考えている。

なお、学力検査の結果については、今後さらに分析を進め、改めて報告したいと考えている。

次の「5 東日本大震災に係る対応」については、被災者に対する入学者選抜手数料の免除及び区域外就学者の受験に係る措置により、被災し県外等に避難している生徒の出願についての配慮を引き続き行った。

入学者選抜手数料の免除申請者数は、出願者全体の16.7%となった。

次に、資料7ページには「6 出願状況からみた全県一学区化に伴う地区外出願状況について」を示している。

今春の高校入試は、全県一学区のもとでの5回目の入試となった。全県一学区化前に懸念されていた中部地区、特に仙台市内の公立高校への一極集中の有無について調べるため、中部地区を中心に、前期選抜と後期選抜を合わせた総出願者数に対する各地区への出願者数の割合について、学区制の下で実施された平成21年度入試の数値を基準として、全県一学区化とした平成22年度入試以降の5年間の動きについて見ている。

値は、総出願者数に対する各地区外への出願者数の割合で示している。

表には、総出願者数に対する地区外への出願者数の割合の推移と移動形態を3つに分けて示している。

1番は、中部南北地区間での移動状況である。中部南地区から中部北地区への移動は緩やかな増加傾向にあり、中部北地区から中部南地区への移動は全県一学区になった平成22年度に約2%増加したが、それ以降はほぼ横ばいになっている。平成26年度の地区外への移動全体である15.3%のうち、この移動が9.0%となる。

2番は、中部地区と(南部・北部・東部)地区との間での移動状況である。1番の中部南北地区間の移動と同じような傾向を示しているが、極端に大きな変化はない。

3番は、中部地区以外の地区間の移動で、ほぼ横ばいである。全県一学区実施の平成22年度では、平成21年度より上昇傾向にあったが、多くの地域間で1%以内の変動であり、特に懸念されている一極集中はみられない状況が平成26年度も続いている。

全県一学区化後の実施結果に基づき、今後、高等学校入学者選抜審議会において、この5年間のデータに、更に詳細なデータも加えて多角的な見地から分析を進めていきたいと考えている。

資料8ページは、参考までに平成27年度公立高等学校入学者選抜日程を示したものである。

最後になるが、今年度についても、制度の周知の徹底に努めるとともに、今回の結果を受けて、なお円滑な実施に向けて努力してまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

佐 竹 委 員

前期選抜が最初に導入された時は、色々と紆余曲折があり、論議を醸し出したと思うが、この数値を見ると落ち着いてきたように思う。現在はトラブルや問題とかは起きているか。

高 校 教 育 課 長

前期選抜の出願者数については、推薦入試の頃と比較すると、数千人単位で受験者が

多くなり高倍率になったということがある。今年度については、2年目ということもあり、前年度と比較すると、若干、倍率は低下したものの推薦入試の時から比べると、依然多くの生徒が第1志望の学校を積極的に受験し、かなり高い水準で推移していると考えられる。

今後の見通しとしては、昨年12月に入学者選抜審議会で1年間かけ、入試の実施状況を踏まえた検証を行っていただいております。その中でこの前期選抜の高い出願者数、出願倍率に応じた、適切な前期選抜と後期選抜の割合を検討するよう提言が出されていることから、今回、報告した今年度の第二次募集までの結果を踏まえて、早急に平成27年度入試に対応させるよう県教育委員会の考え方を整理し、できるだけ早い段階で公表したいと考えている。

佐竹委員

前期選抜では、大変多くの子どもたちが意欲的、主体的に自分の行きたい高校を受験したということなので、私たち県教育委員会の考える姿とも重なるため、大変嬉しく思う。2倍を超える高い出願倍率であるため、仮に不合格となったとしても後期選抜などで再度、挑戦できるような仕組みや、こうした子どもたちが夢や希望、志を高く持てる様な対策を考えていただきたい。

高校教育課長

今回の入試改革においては、推薦入試から前期選抜の部分について大きな変更点が何点かある。その狙いについては、御指摘があったとおり、中学生が主体的に志望校を選択し、受験生の拡大につながるとか、前期選抜に学力検査を導入したことで学習意欲の喚起につながるとか、当初、我々が考えていた狙いに沿った効果が表れているという評価をいただいている。

今後もこの制度の定着に向けて、中学生や高等学校、あるいは保護者の方々、さまざまな方々からの御意見を聞きながら、なお一層の改善を図ってまいりたい。

#### (4) 平成25年度宮城県小・中・高等学校体力・運動能力調査結果について

(説明者：スポーツ健康課長)

平成25年度 宮城県小・中・高等学校 体力・運動能力調査結果について、御報告申し上げます。

資料は9ページから10ページ及び別冊資料である。

この調査は、文部科学省が毎年実施している全国調査とは別に、平成18年度から本県独自に、県内公立小・中・高等学校の全児童生徒を対象として行っているものである。

資料9ページをご覧ください。

「Ⅰ 調査対象」「Ⅱ 調査時期」及び「Ⅲ 調査方法」については、記載のとおりである。

次に、「Ⅳ 調査結果の概要」の「1 震災前後の比較」「(1) 校種別の平成25年度と震災前の平成22年度との結果比較」については、小・中学校では低下した種目の割合が向上した種目の割合より高くなっており、高校では、向上した種目の割合が低下した種目の割合より若干高くなっている。

これは、平成24年度と平成22年度を比較した昨年度の結果と比べると、昨年度、小学校ではほとんどの種目で低下がみられたが、今年度は、向上した種目も見受けられ、昨年度よりは回復傾向にある。中学・高校においては、昨年度よりも低下した種目が多くなっており、低下傾向が懸念される。

なお、低下及び向上の判断は、統計学上の処理を行い、明らかにその傾向がみられるものである。

次に、「(2) 校種別の平成25年度と平成24年度との結果比較」について、(1)と同様に、小学校において向上した種目が増えているが、中学・高校において、低下した種目が多くなっている。

次に、別冊の報告書に具体的なデータとして、3ページからは「校種別、測定項目別の3カ年の経年結果比較」、8ページからは「平成25年度・平成24年度と平成22年度(震災前)の県全体及び管内毎の結果比較」、そして32ページからは「教育事務所・地域事務所 管内別 中期経年変化」のデータを掲載しているので、後ほどご覧ください。

概要の10ページをご覧ください。

「2 今後の体力・運動能力の向上に向けて」として課題及び今後の取組等についてまとめている。

まず「(1) 震災前後の比較等からみえてきた課題」であるが、「① 全体的な傾向について」は、小学校においては、今回の結果では向上した種目もみられるようになったが、低下傾向は依然として心配される場所である。また、中学・高校においては、昨年度向上傾向もみられたが、今年度は、低下した種目も多く見られ、全体としては、横ばいもしくは若干の低下傾向となっている。

また、「② 震災の影響について」は、地域別に見ると種目別、男女別、学年別により、様々な変化が見られ、震災による影響があるかどうかは、不明確な状況にある。しかしながら、震災前から低下傾向が続いており、継続した向上策の取組が必要であると考えている。

「③ 課題種目について」は、各校種共通して、「握力」「立ち幅とび」「ボール投げ」において、低下がみられた。その上で、「(2) 課題解決に向けた平成26年度の県教育委員会の取組」として、①から⑥までに、その内容をまとめている。

昨年度からの継続事業が中心となるが、子どもたちの体力・運動力向上について、県全体での機運の醸成を図ってまいりたい。

なお、今年度小学生を対象とした新規事業として、「⑥の元気アップみやぎっ子！『web』長なわ八の字跳び大会」を、希望する小学校において実施し、小学生の運動機会の創出を支援していくこととしている。

また、今年度低下傾向がみられた中学・高校においては、各体育関連の研究部会等との連携を図りながら、体育授業の改善や運動部活動の推進について、啓発活動に努めていくこととしている。

今後とも、現在も運動環境に制限のある学校もあることから、体力・運動能力の状況について注意深く見ていくとともに、子どもたちの体力・運動能力の向上を図る施策に引き続き取り組んでまいりたい。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

伊 藤 委 員

概要の10ページでは、「握力」、「立ち幅とび」「ボール投げ」の課題種目が各校種共通して低下しているとあるが、そもそも「握力」「立ち幅とび」「ボール投げ」というのは、「つかむ」、「跳ぶ」、「投げる」という本来、人間が本能として持っている能力だと思う。これが低下しているというのは、震災が原因かは特定されていないということではあるが、私が感じているのは、体を使わないでいる時間が以前より長くなっているのではないかと思う。原因の一つには、テレビゲームや携帯電話、人と話をするよりは自分一人で遊ぶなど、色々と考えられるが、こうした傾向が他県でも見られる傾向なのか、宮城県が特徴的に傾向として表れているのか、教えて欲しい。

2点目に、「元気アップみやぎっ子！『web』長なわ八の字跳び大会」については、確か事前登録をし、順調なスタートに向けてウォーミングアップ状態だと思われる。

なわ跳びは、以前から私が申し上げているとおり全身を使った運動なので、体の一部というよりは体全体の運動能力向上が期待できると考えられる。実施後の結果については、ある程度のタイミングで改めて数値的な報告をいただくよう要望する。

スポーツ健康課長

1点目の課題種目について、全国的な比較については、まだ公表されていない。

別冊報告書の40ページを御覧願いたい。「7 13年間(中期)の平均変化率及び、2年間(震災後)の変化率」を示した表を記載している。

「(1) 13年間の平均変化率」では、「握力」「立ち幅とび」「ボール投げ」の3種目が、各学年ともマイナス傾向にあることを示している。

「(2) 2年間の平均変化率」では、震災後の平均変化率を示しているが、この表でも過去13年間と同様の傾向が見られ、震災の影響というよりは本県においては、10年以上も前からこの種目において低下傾向が見られるという分析をしている。

こうしたことから、別冊報告書の46ページ以降には参考資料として、各学校での優れた取組事例を紹介している。さらには、課題種目である「立ち幅とび」、「ボール投げ」「握力」の各種目の具体的な指導方法を記載し、今年度からは、各学校でより具体的に能力向上に取り組めるよう啓発してまいりたい。

2点目の長なわ跳び大会については、昨年度、テストケースとして、チャレンジ校の希望をとったところ86校の参加申込みがあった。伊藤委員から御指摘のとおり、なわ跳びは全身運動で瞬発力や持久力等の運動能力向上の期待ができるということ、また、被災地を中心に運動制限がある場所でも、なわ跳びは取組やすいということ、子どもたちの心のケアも含め、クラスで団結して取り組める種目であることから、長なわ跳び大会を設定したところである。取組を実施している学校での運動能力向上については、取りまとめを行い報告したいと考えている。

遠藤委員

表の見方を教えて欲しい。別冊報告書の1ページ上段の表には、各種目、学年毎に「+」「-」の記号が記載されているが、「-」のある項目は22年度と25年度を比較した時に、平均値が低下しており、「+」の項目は同様の比較で向上しているということによってよいのか。また、下段の表には低下種目、向上種目の割合がそれぞれ記載されているが、割合の分母はどの数字を使っているのか。

スポーツ健康課長

説明不足で申し訳ない。はじめに、「+」「-」については委員御指摘のとおり、統計上の処理をして有意差を比較して低下したものが「-」、明らかに向上したものが「+」の表記をしている。低下した種目の割合、向上した種目の割合について、小学校の場合では、1年生から6年生までの6学年分で8種目の測定項目があり、かつ男女別とするため、6学年×8種目×2性別=96が分母となる。分子については、「+」「-」それぞれの項目数とし、割合として百分率で表したものである。

遠藤委員

校種別に学年、男女別、測定項目の全てを通してということか。

スポーツ健康課長

そのとおりである。

遠藤委員

低下が見られる種目の一つに「握力」がある。握力計で測る握力の値は、一つの指標であることには違いはないが、普段の生活や運動などの日常動作の中で使われる筋肉であり、一つの目安とするため測定を行っていると思うので、その種目自体を鍛えるのではなく、生活に関連づけた運動能力向上を図ってほしい。

以前から低下傾向にあるということは、生活様式や遊びのスタイルの変化にも関連性があると思うので、そうした関連性を研究している専門家などの意見も聞いて、報告書の参考資料として運動の日常化の事例として紹介いただきたい。

スポーツ健康課長

この運動能力調査については、県と仙台市の教育委員会、宮城教育大学の三者が中心となり、研究として取り組んで事業を推進しているところである。御指摘のあった点については、宮城教育大学の担当とも相談の上、どういった形での分析、報告が可能か検討することとし、後日、報告したいと考えている。

佐竹委員

低下傾向の要因として、震災後、沿岸部の学校では校庭が手狭となり遊ぶ場所がないとか、道具が揃わないなどの理由から低下したのではと思っていたが、震災以前から低下傾向にあるということなので、授業などの中に取り入れるだけでなく、NPOや教育応援団の方にも協力を仰ぎ、休み時間に遊びの一環としてできるような取組が、有効ではないかと思う。

ある学校では、昼休みに馬跳び、跳び箱の遊びをしているという事例を聞いたことがあるが、子どもたちは高い跳び箱が跳べるようになって、遊びとは認識していないように思う。私の考える跳び箱はあくまでも体操であり、跳べなければ休み時間に練習をするといったイメージである。

遊びの感覚の中から日常の中でできることを教えるだけでなく、一緒に実践し一つの遊びとすることで、わざわざ運動能力向上と意識しなくても、遊びの楽しさの中から体力が向上していくことが、一番の理想であると思う。

宮城県ではこうした遊びの中から運動能力が向上したと言えるような指導を、是非お願いする。

スポーツ健康課長

委員御指摘のとおり、私たちも同じようなことが非常に重要であると考えている。

報告書47ページを御覧願いたい。「③ 日常的な取組」では、掃除の時間、雑巾を絞る際に水がしっかりと切れるように力を入れて絞らせるよう指導している事例や「④ 家庭への働きかけ」では、家庭学習の中に「筋力トレーニング」を取り入れて、腕立て伏せや柔軟体操に取り組みさせた。といった事例を紹介している。こうした事例を強調をして、運動習慣が子どもたちの中で身につくように各学校に対して啓発を図ってまいりたい。

また、長なわ跳びについては、体育の授業の中で行うだけではなく、子どもたちが自主的に休み時間や昼休みに取り組むよう推進しているところである。長なわ跳びのチャレンジ校の中には、朝、遅刻していた子どもたちが朝早く登校し、自主的に練習しているという報告も寄せられている。そうした大会等を通じて様々な啓発を行っていきたくと考えている。

佐竹委員

学校は学びの場であり、楽しい色々な発見の場でもある。子どもたちがワクワクできるような場になればよいと思う。昔は家庭で布団を敷いて前転などして遊んでいたが、生活様式の変化により最近あまり見られなくなった。子どもたちを取り巻く環境も変わってきており、その中で新たなものを発見し、広めていくことができれば良いと思う。

学校単位での取組だけではなく、子どもたちや家庭から自発的に広がっていくような活動を期待したい。

奈須野委員

「ボール投げ」について、今は野球やソフトボールよりもサッカーをしている子どもが多く、ボールを上手に投げられる子どもが少なくなっている現状がある。先ほど、伊藤委員が話したように「投げる」ことも人間には必要な能力なので、色々な調査をしていただきたい。

運動が得意な子どもと苦手な子どもの話を聞くと、得意な子どもは運動が好きで、とにかく運動したいと思っており、苦手な子どもたちは嫌いなので、距離を置いてしまうということがある。しかし、小学校低学年のうちには得意か苦手か本人も認識していないということもあるので、低学年のうちから遊びながら運動するという習慣をどんどん取り入れて、結果的に運動能力向上に反映できれば良いと思う。

そのためには、小学校低学年の体育の時間なども、遊びをしながら体を動かす楽しさを教えていくことが、最終的には運動能力向上につながっていくと感じた。

スポーツ健康課長

委員御指摘のような取組も、各学校に広げていきたいと考えている。

報告書の45ページを御覧願いたい。「2 課題解決に向けた平成26年度の県教育委員会の取組」の「④ 体力・運動能力向上出前研修会」の実施の記載があるが、これは、県教育委員会が作成した運動処方「みやぎっ子！元気アップエクササイズ」の事例の紹介であり、特に小学校低学年の1、2年生にはこうしたものを中心に体を動かす楽しさを指導するよう各学校への啓発を行っている。

また、小学校中学年から高学年へと学年が上がるにつれて、今度はなわ跳びへ移行していくよう、現在、各学校に対して説明しているところであり、県内での気運の醸成が図られるよう推進してまいりたい。

## (5) 自転車競技場の解体工事等について

(説明者：スポーツ健康課長)

宮城自転車競技場の解体工事等について、御報告申し上げます。

資料11ページを御覧願いたい。

「1の工事の目的」にも記載されているとおり、平成25年度に「宮城県広域防災拠点基本構想・計画」が打ち出されたことを踏まえ、それに伴い仙台医療センターの改修計画があり、宮城野原公園総合運動場にある宮城自転車競技場及び多目的広場が移転建設の用地となっているものである。

このことから、老朽化していた自転車競技場を解体するとともに、大和町にある宮城県自転車競技場の

機能向上のための改修工事を行うものである。

解体のための工事の概要は、2の(1)及び(2)に記載のとおりである。

さらに、これらの工事と併せて、3の大和町にある宮城県自転車競技場について、大会運営や練習環境の一層の充実を図るため、劣化している走路の改修や、室内練習場の増築を行うこととしている。

大和町の自転車競技場は、宮城県スポーツ振興財団の保有となっていることから、工事費の一部を補助する形で改修を行うこととし、残りの改修費にはJKAからの補助金を充てることとしている。

なお、大和町の自転車競技場は、高体連等で使用しているが、大会等にできるだけ影響のないように、工事を進めることとしている。

また、参考資料として「宮城県広域防災拠点基本構想・計画の概要」を配布しているの、後ほどご覧願いたい。

本件については、以上である。

( 質 疑 ) ( 質 疑 な し )

## (6) 羽生結弦選手「金メダルおめでとう」パレードについて

(説明者：スポーツ健康課長)

羽生結弦選手「金メダルおめでとう」パレードについて、御報告申し上げます。

資料は13ページである。

これは、ソチオリンピックフィギュアスケート男子シングルで見事金メダルを獲得した宮城県仙台市出身の羽生結弦選手の功績は、宮城県民に大きな夢と希望を与え復興への大きな活力となる活躍であることから、県民・市民皆様に祝福するため凱旋パレードを実施するものである。

「1 実施概要」であるが、資料をご覧願いたい。

名称は、羽生結弦選手「金メダルおめでとう」パレードである。

日時は、平成26年4月26日土曜日、午後1時30分から午後2時の30分間を予定している。

コースは、東二番丁通りを北上するコースで、みずほ銀行前をスタートし、仙台市役所前交差点をゴールとする約880mとなっている。安全面を最大限考慮し、警察本部と交通規制など、細部にわたって調整を図っているところである。

主催は、県、仙台市、宮城県スケート連盟で設立した羽生結弦選手「金メダルおめでとう」パレード実行委員会である。県の担当課はスポーツ健康課が務めている。

また、経費については現在協賛を募っているが、さらに幅広くご支援をいただくため、パレードを記念するTシャツを販売し、その収益金を経費に充てた上で、不足分を県と仙台市で折半することとしている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

伊 藤 委 員

本件については、今日の朝刊等にも詳しく掲載されていたので、内容は把握できた。新聞報道等では、パレードに係る実施経費に関する記事を掲載している報道もあれば、パレードの距離について触れている報道などもあったが、記念Tシャツ発売のところで関係の皆様方の協力を頂くという部分がとても大事であると思う。

販売予定枚数が2万枚とあるが、4月26日実施ということで期間が短いと思う。

26日までに2万枚を販売する計画なのか、申込方法によっては5月まで延長する計画なのか、現時点での基本的な販売計画や販売手法について教えてほしい。

スポーツ健康課長

販売方法等の詳細については、間もなく公表したいと考えている。現時点での販売計画については、4月19日土曜日から販売を開始し、パレード終了の26日土曜日までの1週間で2万枚を販売したいと考えている。販売場所については、東北六県パーク、仙台ナビック、宮城県庁1階売店、さらには仙台空港の売店等でも販売可能かどうか、最終的な調整をしているところである。加えてインターネット販売についても、最終調整を行っているところであり、できるだけ早く、今日中にでも公表したいと考えている。

教 育 長

販売期間は1週間としているが、場合によってはお手元に届くのが5月になることも

あるということを御理解いただきたい。また2万枚あるので在庫がでないよう全部販売したいと思うが、万が一もっと欲しいという場合には更に検討してまいりたい。

伊藤委員

2万枚ということでなかなか簡単にはいかないと思うが、羽生選手は御承知のとおり、ソチオリンピックで唯一の金メダリストなので、宮城県だけの宝ではなく、日本中が彼の活躍に涙し感激して感動をもらったということがある。羽生選手のファンは日本国内だけではなく、海外にもいるかも知れないので、こうした方々にインターネットを活用するなどして、正確な情報がきちんと届くよう、情報の伝達について関係者と更に工夫を重ねていただきたい。

### (7) 「宮城県2020東京オリンピック・パラリンピック推進本部」の設置について

(説明者：スポーツ健康課長)

宮城県2020東京オリンピック・パラリンピック推進本部の設置について、御報告申し上げます。

資料14ページをご覧いただきたい。2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催については、昨年9月に行われた国際オリンピック委員会の総会において決定され、我が県においても「ひとめぼれスタジアム宮城」がサッカー競技の候補地となっている。

これが実現すれば、スポーツ振興はもとより、選手や大会関係者、観光客などが訪れ、県内の観光や食材等のPRにつながるほか、国際交流の推進や仙台空港の利活用など様々な効果が期待されることである。また、2020年は、宮城県震災復興計画の最終年に当たり、国内外の方々に我が県の復興状況を見ていただくとともに、これまで世界中から頂いた温かい御支援に対し、感謝の気持ちを表す絶好の機会になると考えている。

このような状況を踏まえ、東京オリンピック・パラリンピックの開催に係る取組等を円滑に推進するため、去る4月7日に知事を本部長とする「宮城県2020東京オリンピック・パラリンピック推進本部」を設置したところである。

今後、各種情報の収集に努めるとともに、課題や取組方策の整理を行いながら、県庁一丸となって関連する取組を行っていききたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

佐竹委員

「3所掌事項」の情報収集及び提供に関しては、様々な媒体を活用するなどして、できるだけ多くの方々の目に触れたり、情報が入手できるような適切な方策を考えていただきたい。また、宮城県全体で皆さんをお迎えし、おもてなしができるような、取組を行っていただきたい。

スポーツ健康課長

委員御指摘のとおり、広報活動にも努めてまいりたい。

この推進本部の設置については、教育委員会だけではなく全庁的に関連する取組を推進していくということで設置されたところである。

当面の情報収集については、当課を窓口として進めてまいりたい。

### (8) 第三次みやぎ子ども読書活動推進計画について

(説明者：生涯学習課長)

第三次みやぎ子ども読書活動推進計画について、御説明申し上げます。

資料は15ページから18ページ及び別冊資料である。

資料15ページからの概要版で御説明申し上げます。

はじめに、1の「計画策定の背景及び経過」であるが、この「みやぎ子ども読書活動推進計画」は、平成13年に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき策定したものである。平成16年3月に策定した第一次計画、平成21年4月に策定した第二次計画に続く第三次の計画となる。

次に、2の「第三次計画策定に当たっての基本的考え方」であるが、第二次計画期間における取組の成

果や課題，東日本大震災による読書環境への影響等，また，国の第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ策定している。

次に，3の「第三次計画の主な策定経過」であるが，資料に記載のとおりである。

次に，4の「計画の期間」については，平成26年度から30年度までの5年間としており，5の「計画の対象」としては，国の計画に合わせ0歳からおおむね18歳までとしている。

6の「計画の目標」については，「みやぎの子どもが，自主的な読書活動を通じて，夢と高い志を持ち，心豊かでたくましく生き抜く力を身につけることを目指します。」という目標を掲げている。

この目標に向け，7の「重点施策」として，「(1)子どもの読書活動を推進する意義の理解促進」「(2)子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備」「(3)子どもの読書活動の習慣化に向けた活動促進」の3点を掲げている。

資料16ページを御覧願いたい。

3つの重点施策を着実に推進するために，市町村やその他の関係機関・関係団体と連携し，8に掲げた取組を行っていくこととしている。

9の「取組状況を把握するための指標」については，本計画の取組状況を把握するための指標として設定したものであり，毎年，点検・評価を行い，その結果に基づき改善等に向けた対応策を検討していくこととしている。

第三次計画では，これまでの計画で掲げていた(1)の指標に一部追加を行ったほか，(2)のとおり数値目標は設定せず取組状況を把握する指標などを新たに追加したところである。

10の「計画の特色」であるが，1点目として，子どもの読書活動を推進する意義について明確化したこと，2点目として，重点施策ごとに具体的な推進項目を掲げ，実際の活動状況について検証しやすいようにしたこと，3点目として，家庭，地域，学校など様々な立場で子どもの読書活動を担う方々からの意見の多くを計画に反映し具体的な推進項目として掲げたこと，4点目として，数値目標を掲げる指標の拡大や数値目標は設定せず取組の状況を把握する指標を新たに設けることにより，取組状況の把握の方法について充実を図ったこと，5点目として，推進体制の整備に関し，新たに，「子ども読書活動推進のための基本情報の収集・分析」や「国との連携」についても掲げたこと等を特色としている。

資料17ページには本計画の体系図を添付している。また，計画書の本編を別冊として添付しているので，御参照願いたい。

今後は，市町村をはじめとする関係機関や関係団体，NPOなどとも連携・協力を図りながら，本計画の推進に努め，本計画を実効性のあるものとしていきたい。

本件については，以上のとおりである。

( 質 疑 )

伊 藤 委 員 市町村やNPO等との連携について伺いたい。直接，市町村やNPOの方々に，この推進計画の理解を深めてもらうための説明会などが大事だと思うがどうか。

生涯学習課長 伊藤委員の御指摘のとおり，この推進計画を進めるにあたっては，行政だけではなかなか進まないと考えている。

今回の推進計画の特色として，本編の16ページを御覧願いたい。「第3章 推進のための具体的な方策」に重点施策の1つとして掲げる「第1節 子どもの読書活動を推進する意義の理解促進」を掲載している。家庭や地域，学校，公立図書館，行政のそれぞれの立場での取組や，相互の連携についても具体的な事例を紹介している。

NPOなどの関係団体との連携についても，県が主催するNPO等の研修会や個人・読み聞かせボランティアなどの方々が集うフォーラムなどの機会を通じて，この計画書の趣旨や具体的内容について十分な説明を行い，理解促進に努めてまいりたい。

遠 藤 委 員 資料16ページの「9 取組状況を把握するための指標」について，子どもが図書館に行き読みたい本があるとか，何かを調べたいと言ったときに，探している本があるかどうかというのは非常に重要なことだと思う。市町村によって，公立図書館の蔵書数に差はあると思うが，毎年，計画的に古い本から新しい本に更新していくというのも必



要であると思う。例えば、新規購入した冊数や、年間に千冊以上購入した公立図書館数などの図書館の蔵書の充実を図るような指標というのはあるのか。

生涯学習課長

今回は、委員から御指摘のあったような観点での指標は設定していない。

別冊資料の13ページを御覧願いたい。今回設定した指標の一つとして「不読率」がある。そもそも本を読まない児童生徒が多いため、本を読まない児童・生徒数を減らしていくという観点での数値目標である。また2番目としては、今回、県が策定する「子ども読書活動推進計画」と同様に、各市町村での推進計画の策定率を指標として設定した。各市町村での策定は、努力目標となっているが、35市町村のうち20市町村が策定済で策定率は57.1%となっており、蔵書を揃える以前の問題があるという状況である。

県としては、まず、市町村での読書活動を充実するための基本的な施策となる計画の策定について働きかけを行い、それから中身の充実を図っていきたいと考えている。

佐竹委員

近年、読書活動について、小学生のうち本を読む児童は多いが、中学生から高校生になると読書をする生徒が減少してくる傾向にある。こうした原因をきちんと分析し把握することが重要であり、読書をしなくなる理由、読書をさせる理由が何であるかを念頭におき、様々な施策の中に反映させていかなければならないと思う。

図書館の蔵書の充実も重要であると思うが、図書館と学校が連携し、月1回は図書館に行く日を設けたり、別冊資料26ページに記載のある「ノーテレビ、ノーゲーム、ノー携帯電話の日の設定」なども良い取組であると思う。

また、本を読む家庭の子どもたちは本を読むことが当たり前のようにになっていることもあるので、家庭においては、子どもだけが本を読むのではなく、大人も一緒になり家族みんなで読書デーを設けるなども良い取組であると思う。

本を読むための環境づくりとして、家庭や地域、学校や図書館、教育委員会、それぞれが連携して認識を新たに、原点に戻り考えていくことができれば良いと思う。

例えば読書デーなどを設定しても、宮城県全体に取組が浸透するような啓発の仕方や、各家庭や地域と一緒に考えていけるような取組をしていかないと、本離れが進み、図書館の利用も一部の人に限定されるなど危惧される場所である。本を読むということは、想像力を養う上でも効果的であり、それぞれが連携して知恵を絞り、県全体での取組を策定していただきたい。

別冊資料2ページにある第二次計画での数値目標の達成状況を見ると、平成21年以降、数値は横ばいで向上していない状況が窺える。第三次推進計画が計画倒れとならないようするためには、これらの原因をきちんと分析して、向上していくような取組を行っていくことが必要であり、家庭や地域、NPOなども巻き込んで、それぞれの立場で何をすれば良いのか知恵を絞り、県全体としても考えていかなければならないと思う。

別冊資料の26ページ以降には、素晴らしい取組がたくさん掲載されているが、統計上、なかなか数値として向上が見られないのは残念なので、学校と図書館と地域、県が連携して、実効性のある施策づくりをお願いする。

数値目標として掲げた指標が、徐々に向上していけるように、楽しい読書であって欲しいと見守っていきたくないので、是非お願いする。

生涯学習課長

委員御指摘のとおりである。我々としても推進計画を策定して終わりということではなく、あくまでも関係者が同じ方向に進んでいくための基本的な方向性を示したものである。具体的な取組方法等については、改めて関係者と協議をしながら、勉強しながら取り組んでいきたいと考えている。

佐竹委員

アクションを起こすということは大事である。「ルルブル」についても同様に、それぞれの分野でアクションを起こしていけば、誰かが気づいて輪が広がり、少しずつでも意識が向上していくのでないかと思うので、是非お願いしたい。

13 資料（配付のみ）

（1）教育庁関連情報一覧について

（2）平成26年3月高等学校卒業者の就職内定状況について

14 次回教育委員会の開催日程について

委員長 次回の定例会は、平成26年5月14日（水）午後1時30分から開会する。

15 閉会 午後3時55分

平成26年4月16日

署名委員

署名委員